

第132回新生ふくしま復興推進本部会議 議事録

- 日時：令和5年9月21日（木）16：00～16：05
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

新生ふくしま復興推進本部会議を開催いたします。

議題の1つ目「大熊町・特定帰還居住区域復興再生計画（案）」、議題の2つ目「双葉町・特定帰還居住区域復興再生計画（案）」について、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

大熊町及び双葉町の「特定帰還居住区域復興再生計画（案）」につきまして、9月13日付けで双葉町から、9月15日付けで大熊町から福島復興再生特別措置法に基づく県への協議がありましたので、その内容についてお諮りをいたします。今回お諮りする2町の計画案につきましては、町全域の計画作成に先立って、先行的に除染等に着手する区域として、両町が作成したものとなっております。

まず、大熊町の計画案について説明いたします。資料1-1の2ページ左下の位置図を御覧ください。区域につきましては、大熊インターチェンジ付近に位置し、昨年6月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域に隣接している下野上1区の黄色の範囲を対象としております。区域の範囲をより詳細に示したものがその上の区域図となっております。帰還する方々の日常生活に必要な範囲を確保できるよう、区域の設定がなされております。

3ページを御覧ください。3の計画の期間につきましては、計画が認定された日から令和11年12月31日までとなっております。当該区域の整備及び除染などについては、記載のとおりです。

本会議で御了承いただければ、資料1-2のとおり、当該計画案について「異議なし」として、本日付けで大熊町に回答したいと考えております。

続きまして、双葉町の計画案について説明いたします。資料2-1の2ページ左側の区域図を御覧ください。区域につきましては、昨年8月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域に隣接している赤色で示している範囲を対象としております。一番上に位置する区域が大宇長塚、その下に位置する2つの

区域が大字目迫、水沢、前田となっております。帰還する方々が安心して日常生活を送るために必要な範囲が区域として設定されております。

3ページを御覧ください。3の計画の期間につきましては、計画が認定された日から令和11年12月31日までとなっております。当該区域の整備及び除染などについては、記載のとおりです。

本会議で御了承いただければ、資料2-2のとおり、当該計画案について「異議なし」として、本日付けで双葉町に回答したいと考えております。

国による認定後は、大熊町や双葉町、国と共に、避難指示の解除に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、関係部局の御協力をよろしく願いいたします。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

無ければ、大熊町及び双葉町の計画案につきましては、「異議なし」として回答することといたします。

知事からお願いいたします。

【内堀知事】

令和3年8月に、2020年代をかけて特定復興再生拠点区域外への帰還意向のある方々の帰還を目指す政府方針が決定をされ、今年6月の福島特措法の改正により「特定帰還居住区域」が創設されました。

7月には国の基本方針の改定がなされ、避難の長期化により、既に多くの方が避難先で一定の生活基盤を構築されているといった実情等を踏まえ、多様な帰還の在り方が認められるなど、これまで本県が求めてきた内容が反映をされました。

こうした中、今回の大熊町及び双葉町の特定帰還居住区域復興再生計画は、両町の復興・再生に向けた大切な一歩となるものであります。

引き続き、全庁一丸となって、先般改定した福島復興再生計画の取組を着実に進め、帰還意向のある全ての方々が一日も早く帰還することができるよう、国、町等と連携をしながら取り組んでください。

【鈴木副知事】

以上で新生ふくしま復興推進本部会議を終わります。